

寄附金控除のご案内（個人様用）

平成24年4月1日からの公益財団法人への移行により、本協会は税法上の特定公益増進法人となり、更にこの度、個人所得税及び住民税の寄附金税額控除適用法人としての認定を受けることができました。

これに伴い個人の皆様からのご寄附について、税法上の優遇措置が受けられるようになりました。

[1] 所得税の寄附金控除

(A) 所得控除の場合

[年間寄附金額（年間所得の40%が限度）－2,000円]が所得から控除され、控除後の所得に課税されることとなります。

例) 5万円のご寄附を頂いた場合

$50,000円 - 2,000円 = 48,000円$ が所得から控除されます。
所得税率20%であれば、 $48,000円 \times 20\% = 9,600円$ の税金が減額されます。

(B) 税額控除の場合

{[年間寄附額（年間所得の40%が限度）－2,000円] × 40%}が所得税額から控除されます。（所得税額の25%が限度）

例) 5万円のご寄附を頂いた場合

$(50,000円 - 2,000円) \times 40\% = 19,200円$ が所得税額から控除されます。

手続きとしましては、当協会発行の領収書及び控除を受ける為の証明書（写）を添えて、上記(A)(B)のどちらかをお選び頂いた上で、確定申告をして頂くことが必要です。

[2] 住民税の寄附金税額控除（自治体が条例で指定した場合）

{[年間寄附金額（年間所得の30%が限度）－2,000円] × 控除率}が住民税から控除されます。

控除率は都道府県では4%、市区町村では6%、双方では10%です。

例) 東京都で都民税、市区町村税双方が対象となる場合

$(50,000円 - 2,000円) \times (4\% + 6\%) = 4,800円$ が住民税額から控除されます。

※住民税の控除は、所得税の確定申告を行うことにより適用を受けられます。
更なる手続きはございません。

[3] 相続税の非課税等

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続税が課税されません。

詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。